

令和3年度（2021年度）

熊本県森林審議会議事録

開催日：令和3年（2021年）11月26日（金）

開催場所：熊本県庁本館5階 審議会室

【開会】 14:30

＜森林整備課審議員＞

それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度熊本県森林審議会を開催させていただきます。

- ・ 席順確認（五十音順）
- ・ 会議公開の説明

今回の審議会は、新たに委員の委嘱を行いまして、最初の審議会となりますので、まず、委員の皆様を御紹介させていただきます。

- ・ 委員紹介（入江委員以下五十音順）

出席委員（7名）

入江委員、高見委員、田村委員、中嶽委員、三原委員、宮園委員、山根委員

委員の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、副島委員、塔村委員、野中委員は、所用により本日は欠席でございます。

それでは、審議会開催に先立ちまして、竹内農林水産部長が御挨拶を申し上げます。

（竹内農林水産部長挨拶）

＜森林整備課審議員＞

それでは、まず、本審議会の定足数について、申し上げます。

本日は委員10名のうち、7名の方々に出席をいただいております。熊本県森林審議会規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、本審議会が成立しますことを御報告申し上げます。

続きまして、会議次第3の「会長の選出について」となります。

今回の審議会は、新たに委員の委嘱が行われて、最初の審議会となることから、会長がまだ選出されておられません。

会長につきましては、森林法第71条第1項の規定により、「会長は委員が互選した者をもって充てる」となっておりますが、委員の皆様方、いかがいたしましょうか。

＜三原委員＞

引き続き中嶽委員にお願いしたらどうでしょうか。

＜森林整備課審議員＞

三原委員より、中嶽委員に会長をお願いできないかとのことですが、皆様いかがでしょうか。

<各委員>

異議なし

<森林整備課審議員>

委員の皆様の御賛同をいただきましたので、中嶽委員に会長をお願いします。
それでは、中嶽会長、前方の会長席へ御移動いただきますようお願いいたします。

ここで、会議次第の4「会長挨拶」を中嶽会長にお願いしたいと思います。
中嶽会長よろしくをお願いします。

(中嶽会長挨拶)

<森林整備課審議員>

ありがとうございました。

続きまして、会議次第5「森林保全部会委員の選任について」でございますが、森林法施行令第7条第1項で、「都道府県知事は、必要と認めるときは、森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる」とされています。

当審議会では、熊本県森林審議会規則第6条で、「森林審議会に森林保全部会を置き、林地開発行為の許可や保安林の指定及び解除、森林病虫害等防除法に基づく基準の策定等について審議する」こととしております。

部会の委員につきましては、森林法施行令第7条第2項の規定により「部会長は、会長が指名する委員をもって充てる」とされており、同施行令第7条第3項の規定により「委員の部会所属は会長が定める」となっておりますので、中嶽会長に、森林保全部会長及び部会員のご指名をお願いします。

<中嶽会長>

それでは、森林法施行令第7条第2項及び第3項の規定に基づき、指名させていただきます。

森林保全部会長を、三原委員にお願いします。

続きまして、森林保全部会員ですが、高見委員、田村委員、山根委員、それから本日はご欠席でございますけど、塔村委員にお願いしたいと思います。

各委員につきましては、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくをお願いします。

また、森林保全部会長の三原委員には、森林審議会の会長代行を務めていただきたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし

<中嶽会長>

ありがとうございます。

異議がないようですので、三原委員には森林審議会の会長代行をお願いします。

<森林整備課審議員>

ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議長については、熊本県森林審議会規則第3条に基づき、会長が務めることとなっておりますので、中嶽会長に議長をお願いいたします。中嶽会長よろしくをお願いいたします。

<中嶽会長>

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事の進行につきまして、御協力を賜りますようよろしくお願いします。

まず、議事録署名者2名を選任、指名する必要がありますので、こちらから申し上げますのでよろしくお願いします。

議事録署名者に、入江委員と田村委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、知事からの諮問事項である「地域森林計画変更計画（案）」について御審議いただきます。

事務局より説明願います。

<事務局説明>

地域森林計画変更計画（案）（白川・菊池川、緑川、球磨川、天草）について、別添資料を基に説明。

（説明者：森林整備課長）

15:20 説明終了

<中嶽会長>

はい。ただいま、森林整備課の笹木課長より、パワーポイントと資料を用いて説明がございました。

ただ今の説明に対して、御質問、御意見がございましたら、挙手のうえ御発言願います。

<三原委員>

2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、4ページですが、林道開設事業について、全国森林計画で相当計画量が減っているということで、それに付随して、民有林の計画量も減っていると思うのですが、なぜ、今のタイミングで減ってきたのか原因を御存知であれば、お尋ねしたいというのがまず1点。

それと2点目が、15ページですけども、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に

関する指針の項目の中で、市町村森林整備計画において基準を定めるという形になっております。市町村森林整備計画において、定められる基準で想定されるようなものがあれば、御教授いただければと思います。

以上2点でございます。

<森林整備課長>

お答えさせていただきます。

1点目の林道の件につきましては、国の方から伺っている説明等で申しますと、今は豪雨等が大変増えてございます。そういう中で、例えば、開設する延長に比べまして、ここ数年、復旧する延長が、大きくなっているというような現状もあるように聞いております。そういう中で林道開設延長を伸ばしていくことが、なかなか現実に厳しくなっているというお考えがあり、方針転換をされたのではないかと理解してございます。一方で、木材を大量輸送する観点からトラックが大きくなってきており、林道が、今までの規格の線形等ではなかなか対応できない状況があるとも聞いています。そのため、今までの既存の林道については、幅員を広くする、線形を見直すといった機能強化をしていきたいということでございます。

2点目についてです。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準について、どのように想定しているのかということでございます。先般、国のホームページにも掲載されましたが、伐採後、天然更新が選択され、自然の植生の遷移に任せるだけでは森林に戻すことが難しく、植栽しなければ森林に戻らないような場合には、予め植栽すべき区域を特定して所有者の方に植栽を指導していく必要との考えの下、該当する森林に係る基準を国の方で定めてあります。例えば、人工林であって周囲に天然更新するための種を落とすような広葉樹林等がない場合は、更新が行われず森林になりづらい状況がありますので、そういう種を落とすような森林が、例えば100m以内にあるのかといった基準が、既に国の方で、決まっております。それを、今回、市町村森林整備計画の中に盛り込んでいただきます。市町村が運用する伐採届出制度において、森林所有者から伐採の届出がなされた際、その面積がある程度大きい場合には、今回定める基準に該当する森林であれば、植栽を計画するよう指導を行うこととなります。

<中嶽会長>

三原委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

<三原委員>

分かりました。ありがとうございました。

<中嶽会長>

他にございませんか。

<高見委員>

今は木材が伐り時であるということがあり、新型コロナウイルス感染症の影響から、ウッドショックになっていて、私のような製材業を営む方、例えば、福岡、阿蘇、八女、宮崎の方の中には、知り合いを通じて、山を売りたいという人も結構おられます。私も、山は買わないけれども、そういう方がいた場合は、山師さんに買ってもらえば、山師さんが切り倒した後に、また木を植えてくれるだろうということで、お勧めをしているところです。一方、そういう方々が、山を開発してリゾート地を作ったりキャンプ場作ったりする人たちに山を売られた場合は、どんどん山が減っていくことになると思います。ウッドショックということもあり、この際に山を売ってやろうという方がいた場合、そういった情報は、県の方では仕入れていらっしゃるのでしょうか。

<森林整備課長>

森林を伐採する場合には、必ず森林所有者は伐採届を、市町村に提出しなければなりません。その中で、特に森林ではない用途に転用する場合は、1haを超えるならば、森林法に基づく林地開発許可制度により、一定の基準を満たさないと、災害の恐れや環境に悪影響を及ぼしてしまう可能性があるため、許可されないことになっております。ただ、反対に許可の基準を満たす場合は、個人の土地でもあるので、許可しなければならないという制度になっています。いずれにしても、伐採箇所については、必ず市町村や、また、保安林であれば、県に届けがあるというような形になっています。また、補足ですが、森林を開発する面積が大きい場合は、当審議会の森林保全部会で、御審議いただくような形にもなっております。

<高見委員>

分かりました。ありがとうございました。

<中嶽会長>

他にございませんか。

<入江委員>

新しい森林・林業基本計画のコンセプトの2番目にありましたエリートツリーとはどういったものか教えてください。

<森林整備課長>

エリートツリーについては、これまで60年にわたり、国が県等とも連携して、成長が良い、花粉を出さない、材として強度があるといった木を全国で選抜し、育成してきた、スギやヒノキの優れた品種のことです。エリートツリーとは、お米で言えば、コシヒカリのような優れたものというイメージです。そういった優れた木がやっと今、世に出てきたので、それを普及することとしています。苗木の植栽後は、下刈りといって、植えた木が周囲の草より大きく成長するまで草刈をしないといけません。これは、通常、植栽後5年間ほど行います。植栽した木の成長が早ければ、下刈りを行う期間は5年間ではなく、3年間で済んで低コストとなり、森林所有者の方に返るお金も増えるということで、成長の早いエリートツリー等の普及を推進しているところです。

<入江委員>

ありがとうございます。

<中嶽会長>

よろしいでしょうか。他にございませんか。

<宮園委員>

熊本県の場合は、CO₂排出量に対し森林が多い地域だと思いますが、森林のCO₂吸収について、我々の身近に教えていただければありがたいです。

<森林整備課長>

地球温暖対策については、熊本県でも、環境基本計画を作っており、その中では4つの柱があり、4つ目の柱では森林について位置づけられています。CO₂削減の割合は全体で見ると森林は数パーセントと限られたものでございますが、一方で、それはとても大事です。一般に、木が成長するとCO₂を多く吸うのではないかと誤解されている面もありますが、木は一定程度の大きさになってくると、呼吸と光合成とのバランスの中で、実質的な吸収量は減っていきます。今は、全国的に見ても高齢級の木が多いため、国としても将来に向かって森林を若返らせていかなければいけないとの考えです。その中で、我々、県の森林局としても、伐った後には植えて、森林を若返らせていくという方針で対応をしており、伐って、使って、植えて、育てるというサイクルができれば、第二の森林として都市にCO₂が蓄えられることにもなるので、この循環を構築していくため、対応を進めています。

<中嶽会長>

宮園委員よろしいでしょうか。他にございませんか。

<田村委員>

資料の8~9ページの森林クラウドシステムについて、ご説明ではGISのようなものということでしたが、今は林業に限らず、一次産業ではDXの取組みを導入しながら、生産性を高めていく動きがあると思います。熊本県内で、森林クラウドシステムやDXの取組みの推進について、先行事例やそれがどう広がっているのかということについて、教えていただければと思います。

<森林整備課長>

森林クラウドシステムについてです。本県において、既に多くの市町村や森林組合等それぞれの機関がGISは導入しているところです。ただ、それをどこまで活用できているかというと、作業する方の中には、馴染みづらいと思われる方もいらっしゃる状況にはあると思います。そうした中、県では2年前に森林クラウドシステムを新たに導入し、それ以前はGISを運用していましたが、その2つの何が違うかといえば、GISは、スタンドアローンといたしますが、ソフトを入れたパソコンでなければ使えません。一方、森林クラウドシステムは、単体のパソコンのみではなく、ネットワークにつないで県、市町村等がデータを共有し、運用するような仕組みです。本県の森林クラウドシステムにつきましても、県、市町村、そして認定事業者という民間事業者等を繋いで、その情報共有を行い効率的な林業を行っていこ

うとしているところでございます。私たちとしても、このシステムの運用面でデータの保守を行い、確実に精度の高い情報を入れていくことが課題でございます。そのため、来年に向け、例えば予算要求等を含めて、進めているところでございます。

<中嶽会長>

よろしいでしょうか。他にございませんか。

<山根委員>

野生鳥獣対策について人工造林のところに記載されておりますけれども、防護柵の設置だけではなかなか対策が追いつかない状況もあるかと思えます。今日の午前中参加した技術発表大会での芦北高校や八代農高泉分校の発表では、シカ捕獲を進めない地域は守れないということで、生徒さん自体が狩猟に携わり、捕獲したシカの皮を活用する取組の発表がありました。また、私ども国有林でも、造林地等を守るため、職員実行や委託による捕獲、市町村や猟友会の方々と森林管理署が協定を結んで、森林管理署からわなを貸し出すなど、シカの捕獲に力を入れているところです。そのようなことに関して、県庁では自然保護部局が担当かとは思いますが、森林部局も出ていかないと、森林を守れない状況であると思えます。今の対策の状況を教えていただければと思います。

<自然保護課長>

はい。自然保護課の藤田と申します。どうもありがとうございます。自然保護部局としましては、シカの他にもイノシシ等色々な野生鳥獣がおりまして、いろいろ対策を迫られているところでございます。シカについてですが、まず、近年の捕獲頭数のデータをまず申し上げさせていただきます。令和2年度は、2万2368頭、捕られております。趣味の狩猟と、許可を持って行う有害鳥獣駆除という二つの制度で捕りますが、それを合計したものとなっております。令和元年度が約2万1000頭、平成30年度が約2万頭ということで、現場でも頑張って捕っていただいているというところです。国有林の中でも直営で実施されているということですが、県でも、委託をして直営での捕獲を実施させていただいているところです。先ほど、芦北高校、八代農高泉分校のご紹介をいただきましたけれども、県としましても狩猟担い手が不足・高齢化しているという実態がございまして、昨年度から、高校生、大学生あたりにも、参画いただきたいということで研修会を実施しているところです。さらに、地域の狩猟の先輩方に教えていただきながら取り組む場合に、狩猟免許試験もコストがかかるため補助を出して、18歳以上になりますとわなの狩猟免許が取れますので、高校生、大学生に狩猟免許を取っていただくよう試験費用に対して補助を実施しております。昨年度は12名の高校生が取得しています。本年度は30名を予定しております。先ほどもありましたように防除と捕獲と担い手育成というようところで連携して進めさせていただいております。以上です。

<山根委員>

どうもありがとうございます。

<中嶽委員>

よろしいでしょうか。

これで全ての委員さん方ご質問等々でできたところですが、その他にございませんでしょうか。

<各委員>

意見等なし

<中嶽委員>

はい。分かりました。

それでは、他に御意見もないようでございますが、ここで委員の皆様にお諮りをしたいと思います。

本日の議題の地域森林計画変更計画（案）については、原案どおり異議がない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし

<中嶽会長>

ありがとうございます。

異議がないようですので、本日の議題の「地域森林計画変更計画（案）」については、原案のとおりで異議のない旨、答申することに決定をいたします。

なお、御審議いただきました「地域森林計画変更計画（案）」につきましては、今後、農林水産大臣への協議が必要とのことであり、協議の結果によっては、若干修正されることも考えられます。

この場合においては、会長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし

<中嶽会長>

異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。

ありがとうございます。

15：48 終了

<中嶽会長>

また、本日予定されている議題は以上となりますが、せっかくの機会ですので、委員の皆様から他に何かございませんか。

<各委員>
意見等なし

<中嶽会長>

それでは、他に意見もないようですので、以上で議事が終了しましたので、事務局の方に進行をお返しさせていただきます。

議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

<森林整備課審議員>

中嶽会長ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたり熱心に御議論いただき、また、貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

15：50 終了